

《定期駐車券の購入にあたってのご注意》

1. 定期駐車券の期間は、月の初日から月の末日までです。月の途中からの利用はできません。
(例) 令和2年2月スタートの定期期間(1・3・6か月)
1か月定期「2月1日～2月29日まで」
3か月定期「2月1日～4月30日まで」
6か月定期「2月1日～7月31日まで」
2. 定期駐車券の有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は、普通駐車料金の規定によります。
3. 駐車場が満車のときは、駐車を断ることがあります。
この場合、定期駐車料金の割戻しは行いません。
4. 定期駐車券に記載した車両を変更しようとする場合は、管理者の承認を得てください。
駐車する権利を他人に譲渡、転貸しての利用はできません。
5. 定期駐車券を紛失した場合には、直ちに紛失届を管理者に届け出て指示を受けてください。
6. 紛失、破損等で再発行する場合は、手数料として1,000円がかかります。
7. 利用者の都合による月の中途における定期駐車券の中断又は中止については、既納の駐車料金の割戻し及び払戻しは行いません。なお、定期利用月の前月末までの解約時は、未使用月分の利用料を返金します。利用料還付申請書に必要事項をご記入のうえ、役場商工振興課窓口でお手続きください。
8. 定期駐車を終了し、又は中止するときは、定期駐車券を返却してください。
9. 駐車場の利用にあたっては、場内「利用管理規定」を遵守してください。
10. 前各号の規定に違反したとき、又は駐車場内で著しく秩序を乱し管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、当該定期駐車を停止することができます。この場合、管理者は既納の定期駐車料金の割戻し及び払戻しを行わず、利用者は管理者の被った損害を賠償しなければなりません。

【定期駐車券に関する問い合わせ】

波佐見町役場 商工振興課

電話：0956-85-2162

FAX：0956-85-5581

